平成２６年（フ）第９８号
徳島県徳島市八万町内浜43番地の５　アムール・ハザカＤ・202号室、旧住所徳島県徳島市明神町６丁目33番地の２
破産者　泉野　賢史
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１７８８号
福岡県糟屋郡新宮町湊坂３丁目２番８号
破産者　下田　善吉
1　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
2　一般調査期日　平成27年１月20日午後２時
平成26年12月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８００号
札幌市豊平区福住１条３丁目20番８号
破産者　大久保　圭
1　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
2　一般調査期日　平成27年２月20日午後３時30分
平成26年12月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９５３号
奈良県宇陀市榛原篠楽37番地
破産者　池田　孝一
1　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
2　一般調査期日　平成27年２月23日午後３時30分
平成26年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４３４号
福岡県筑紫野市岡田１丁目２番地６アムールヴィラＢ104号
破産者　平川登喜男
1　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
2　一般調査期日　平成27年２月19日午後１時30分
平成26年12月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２２２２号
大阪市西成区潮路１丁目６番27号　グランドルチェ904号
破産者　宮城　裕一
1　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
2　一般調査期日　平成27年２月26日午後３時30分
平成26年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０３６号
福岡市東区西戸崎３丁目５番15号
破産者　有限会社Ｊファクトリーズ
1　破産債権の届出期間　平成27年１月26日まで
2　一般調査期日　平成27年２月16日午後１時30分
平成26年12月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８９２号
大阪市東成区神路１丁目11番22号
破産者　株式会社オー・ニチヤク
1　破産債権の届出期間　平成27年１月27日まで
2　一般調査期日　平成27年３月５日午後２時30分
平成26年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４３９号
大阪市平野区加美北５丁目８番23号
破産者　株式会社セイコー製作所
1　破産債権の届出期間　平成27年１月30日まで
2　一般調査期日　平成27年３月26日午前10時
平成26年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５号
香川県丸亀市郡家町3622番地２
破産者　勝宮　　基
1　破産債権の届出期間　平成27年１月30日まで
2　一般調査期日　平成27年３月18日午後２時30分
平成26年12月19日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１９１３号
大阪市東成区東小橋１丁目15番４号
破産者　濵村　一豊
1　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
2　一般調査期日　平成27年３月５日午後２時
平成26年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８号
岐阜県可児市下切2742番地１　ＴｗｉｎＰｒｉｍｅ姫川102、前住所岐阜県可児市中恵土2359番地460
破産者　佐橋　保則
1　破産債権の届出期間　平成27年２月20日まで
2　一般調査期日　平成27年３月17日午前11時30分
平成26年12月22日　岐阜地方裁判所御嵩支部

破産管財人変更

平成２６年（フ）第５２号
秋田県湯沢市山田字中屋敷59番地
破産者　鈴木　勇太
破産管財人　澤入満里子が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　森田　祐子
平成26年12月19日　秋田地方裁判所横手支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４５１号
熊本市北区植木町岩野317番地33
破産者　角田　和博
免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
平成26年12月22日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第５０号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上716番地の１
清算株式会社　株式会社ホワイト
代表清算人　髙橋理一郎
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（ヒ）第１００４号
神戸市中央区八幡通４丁目２番９―202号
清算株式会社　株式会社ヤハタ
代表清算人　小川　時博
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（ヒ）第４号
鹿児島県姶良市蒲生町西浦548番地７
清算株式会社　株式会社南国ファーム
代表清算人　朝倉　壽之
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所川内支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第５０１号
福島市北矢野目字樋越１番地
清算株式会社　北斗株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所第１民事部

平成２６年（ヒ）第１０号
千葉県柏市十余二332番地　202号
清算株式会社　株式会社ホープ
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所松戸支部

平成２６年（ヒ）第２０１０号
東京都港区赤坂４丁目２番８号
清算株式会社　ミナトホテルマネジメント株式会社
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２００１号
青森県弘前市大字清野袋２丁目16番地５
清算株式会社　弘前ウォーターフロント開発株式会社
代表清算人　鳴海　康安
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち、担保権付債権以外のものをいう。
２　期限の利益の放棄
ゴルフ会員預託金債権について、清算会社は期限の利益を放棄する。